

1. コロナ禍に伴い、各指定管理者への対応策は

新型コロナウイルス感染症対策として本町でもマスク頒布事業をはじめ、水道使用量基本料金減免など様々な事業を実施しているが、全国的に感染拡大が続いていることにより、状況によっては更なる対策も必要となる。

本町の指定管理業務においても、緊急事態宣言後感染拡大防止により、大変厳しい状況が続いている。6月に入り、ようやく公共施設の利用が再開された。

しかしながら全面再開とはいはず、制限付きの再開となっている。とりわけ、指定管理施設においては今年度大幅な収益の減が予測される。中でも収入確保が運営の心臓部分である水辺スポーツ公園や福祉会館などが大変厳しい状況となっていることが推察される。新型コロナウイルス感染症対策として、これらの事業においても救済措置が必要となる。

感染症対策の必要な財源は財政調整基金で賄っているが、今後、本町の指定管理者として施設の管理・運営を行っている企業又は法人に対してどのような救済措置をとるのか。

中でもあしがり郷交流拠点として整備され、瀬戸屋敷の指定管理となり、この9月6日オープンの予定となった施設の今後の見通しは。また、今年度第一四半期の各指定管理者の収支状況を問う。